

別紙

諮問第764号

答 申

1 審査会の結論

「書面」外1件を開示とした決定及び「参考郵便物等処理簿」を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇〇〇警察署平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで〇〇から受けた相談回数、内容、郵送しました郵便物全ての開示請求①生活安全相談処理結果表②私が送った郵便物（処理経過のわかる文書を含む）」の開示請求のうち、「東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇〇〇警察署平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで郵送しました郵便物全ての開示請求②私が送った郵便物（処理経過のわかる文書を含む）」（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年12月14日付けで行った開示決定及び一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年11月19日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年4月22日に実施機関から理由説明書を、同年5月25日に審査請求人から意見書を收受し、同年4月26日（第150回第三部会）から同年6月22日（第152回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における郵送による文書等の收受について

本件決定時における実施機関での郵送による文書等の收受について、警視庁文書管理規程（平成13年3月21日付訓令甲第6号。以下「文書管理規程」という。）7条2項では、送達された文書等が書留郵便物若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便物又はこれらに準ずるものであった場合には、別記様式第1号「書留郵便物等交付簿」に所要事項を記載する旨、定めている。

また、文書管理規程8条3項では、部外から送達された文書等のうち、警察として対応を図る必要がないと認めたものについては、文書管理者（警察署にあっては各課長（課長の配置のない課にあっては、各課長代理））の指示を受け、別記様式第3号の「参考郵便物等処理簿」に所要事項を記載して、所属長の決裁を受ける等、受領の経過を明らかにするものとする旨、定めている。

次に、広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年5月31日付通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「運用通達」という。）第2、3（1）及び（3）では、文書による苦情の申出があった場合の処理手続について、文書管理規程に定める收受手続をすることなく、申出事項を確認し、その処理の経過につき「苦情処理一覧簿」に所要事項を記載する旨、定めている。

運用通達第2、4（2）イでは、苦情以外の広聴事案（警察活動に関する要望・意見の申出に係る事案及び警察活動に関するその他の申出に係る事案をいう。）の申出が警察署にあった場合の処理手続について、その処理の経過につき「広聴処理一覧簿」に所要事項を記載する旨、定めている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「書面（『お知らせ』と題したもの、添付資料を含む）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「封筒（宛名が『〇〇警察署長御中』のもの）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「参

考郵便物等処理簿（平成〇年）（〇〇警察署、開示請求者に係る部分）」（以下「本件対象保有個人情報 3」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報 1 から 3 までを特定した上で、本件対象保有個人情報 1 及び 2 について開示決定を行い、本件対象保有個人情報 3 について、管理職でない警察職員の印影（以下「本件非開示情報」という。）が条例16条 2 号及び 4 号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

実施機関は、郵送による文書等の収受について、文書管理規程及び運用通達に定められており、警視庁〇〇警察署各課に対する調査並びに同署備え付けの「書留郵便物等交付簿」、「参考郵便物等処理簿」、「苦情処理一覧簿」及び「広聴処理一覧簿」の検索を実施した結果、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報 1 から 3 までを特定したものである旨、説明する。

さらに、実施機関は、本件対象保有個人情報 3 について、郵便物等を収受したことを収受日付順に記載しており、本件開示請求で示された特定期間においてその他に審査請求人に係る記載が見当たらなかったことから、他に対象保有個人情報を保有していない旨、説明する。

そこで、審査会が文書管理規程及び運用通達を確認したところ、実施機関の説明するとおり、実施機関に対して外部から送達された文書等については、文書管理規程及び運用通達に定められた収受手続を行い、その処理の経過を明らかにする旨、定められていた。

また、審査会が本件対象保有個人情報 1 から 3 までを見分したところ、それらの記載内容は、いずれも審査請求人の氏名及び本件開示請求の内容と一致しており、実施機関が受理した日付及び封筒に押された消印についても、本件開示請求における請求期間内のものであることから、当該情報が審査請求人の保有個人情報であることが認められた。

さらに、本件対象保有個人情報 3 については、実施機関の説明するとおり、郵便物を収受した日付順に記載されているものであることが確認できた。

これらを踏まえると、本件開示請求について、対象保有個人情報として本件対象

保有個人情報 1 から 3 までを特定し、その他に存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件対象保有個人情報の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報が開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当すると説明する。

さらに、本件非開示情報はいずれも管理職でない警察職員の印影であり、実施機関では、管理職にある警察職員については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていなかったため、本件非開示情報は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、警察職員の姓を刻した印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の印影であることから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、条例16条4号の該当性を判断するまでもなく、本件非開示情報が同条2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明